平成１７年度内部監査基本計画書

平成１７年４月２７日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程（平成１６年４月１日規第８０号。以下「内部監査規程」という。）第１３条及び第１４条に基づき、平成１７年度に実施する監査基本計画を次のとおり定める。

１．内部監査の方針

内部監査は、本学における適切な業務執行の確保を目的として、本学の業務活動状況を公正かつ客観的な立場で、①財務情報及び業務情報の信頼性、②業務の経済性、効率性及び有効性、③学内規程等への準拠性を検証しその結果に基づき改善の要求・提言等を行う。したがって業務活動に内在するリスクを発見し、その問題等の解決の糸口となり、より効率的、効果的な業務運営や事務処理に寄与できる監査を実施する。

２．内部監査の実施時期

（１）定期監査

内部監査規程第９条第一号に基づき、年度内に１回実施する。

なお、実施時期については、１０月から１２月の期間中に実施する。

（２）臨時監査

内部監査規程第９条第二号に基づき、総長の命により臨時に実施する。

なお、実施時期については、総長が必要と命じた場合に別に定める。

（３）フォローアップ監査

平成１６年度に実施した内部監査結果に基づく、該当部局への改善要求に対し、改善の回答を受けているが、さらに改善措置状況の監査を実施する。

なお、実施時期については、７月に実施する。

３．内部監査の人員

監査の実施は、内部監査規程第３条に定める監査責任者及び監査担当者により行う。

４．内部監査の方法

監査は書面監査及び実地監査とし、必要に応じて担当者等から個別聴取する。

５．内部監査の対象部局

平成１７年度における監査対象部局等については、別紙１「平成１７年度内部監査対象部局等」とし、実施対象部局については別に定める。

６．内部監査の重点事項

平成１７年度の内部監査は、既に構築されている内部統制に基づく業務運営や事務処理が効率的、効果的に実施されているかを重点事項とするが、具体的事項については事前調査及び会計実地検査の結果等を踏まえ、別に定める。

また、内部監査の実施期間中であっても、それまでの状況により重点事項の見直しを行うことがある。

７．その他内部監査に関する事項

（１）内部監査規程第８条第一号に基づく調査

内部監査規程第８条第一号に基づき、重大な事故・不正・誤り等の事実の発生に伴い監査室長に対し報告があった場合は、必要に応じその内容を調査することがある。

（２）事前調査

内部監査の実施にあたり、効率的・効果的な監査を実現するために、本学の業務処理上に内在する問題等や、財務諸表等の作成に重大な影響を与えるなどの会計処理上の問題等の洗い出し検討を行うことにより、監査を実施するための監査実施要領やその範囲を決定するための事前調査を実施する。

実施時期としては、５月から９月の期間とする。

（３）四者協議会

東北大学（担当理事)、監事、会計監査人及び監査室の四者が定期的に会合を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。